

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の特別徴収平準化について

前年度より引き続いて国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）が行われている方について、所得の変動などにより4月～8月の仮徴収と、10月～2月の本徴収で天引きされる保険税額（保険料）に大きな差が出る場合があります。

そこで、10月以降の天引き額に大きな差が出ると見込まれる方について、6・8月分の年金から引かれる保険税額（保険料）を変更し、毎回の支給月から引かれる保険税額（保険料）が均等になるように調整します。これを平準化といいます。平準化のイメージとしては、下記のとおりです。

<保険税額（保険料）年額70,000円と仮定した場合の平準化の例>

◎平準化前

（単位：円）

前年度	現年度					
本徴収	仮徴収			本徴収		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
16,000	16,000	16,000	16,000	7,400	7,300	7,300

前年度2月と同額

翌年度						翌々年度
仮徴収			本徴収			仮徴収
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
7,300	7,300	7,300	16,100	16,000	16,000	16,000

以降、仮徴収額、本徴収額の差が大きく広がったままになる。

◎平準化後

（単位：円）

前年度	現年度					
本徴収	仮徴収			本徴収		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
16,000	16,000	9,500	9,500	11,800	11,600	11,600

前年度2月と同額

6月と8月を減額
※4月の仮徴収額が低い場合は増額

☆平準化の計算式☆

前年度の保険税額（保険料）70,000円÷2=35,000円（100円未満切り捨て）
 $\{35,000円 - (4月特別徴収額16,000円)\} \div 2回 = 9,500円$ （100円未満切り捨て）
9,500円が6・8月の特別徴収の額

翌年度						翌々年度
仮徴収			本徴収			仮徴収
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
11,600	11,600	11,600	11,800	11,700	11,700	11,700

以降、保険税額（保険料）に大きな変動がない限り仮徴収と本徴収の税額の差が小さくなる。

※所得額の変動や加入者の増減により、翌年度以降も税額が均等にならない場合があります。